

# HOCKEY

## ハンドブック

2014年4月版



公益社団法人 日本ホッケー協会 技術委員会

# 目 次

## 1 登録について

I. 登録規程	3
---------	---

## 2 競技場施設について

I. J H A ホッケー競技場施設基準	9
II. J H A ピッチ公認規程	13
III. J H A ピッチ公認規程施行細則	17
IV. 国民体育大会ホッケー競技場施設基準	21
V. 競技プレイフィールドの各ラインとマークに関して	22

## 3 用具等について

I. 競技場施設内用具・備品	27
II. 用具製造販売企業指定制度ならびに用具検定公認制度	30

## 4 ドーピングについて

I. アンチ・ドーピング	34
--------------	----

# 1 登録について

# I. 登録規程

公益社団法人 日本ホッケー協会

## <登録の義務>

- 1、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「JHA」という）に所属するチーム及び構成員（部長、監督、コーチ、選手、フィジオ等）は、次の種別にそれぞれ登録しなければならない。未登録チーム及び構成員は、JHA主催の公式試合及びそれに準じる大会（国民体育大会ブロック大会等）に出場することはできない。

## <登録の種別>

- 2、登録の種別は次のとおりとする。

(1) 一般男子	(6) 高校女子	(11) マスターズ男子
(2) 一般女子	(7) 中学男子	(12) マスターズ女子
(3) 大学男子	(8) 中学女子	(13) 個人登録
(4) 大学女子	(9) スポーツ少年団男子	(14) 個人登録（中学・高校生）
(5) 高校男子	(10) スポーツ少年団女子	

## <登録の手続>

- 3、本年度の登録（以下「年度登録」という）は、所属の都道府県ホッケー協会を経てJHAへ5月21日までに完了しなければならない。年度登録は、別に定める登録申込書の電子登録と登録料の納入によって完了する。

## <追加登録・登録変更>

- 4、追加登録・登録変更は次のとおりとする。
  - (1) 期日以降新しく結成されたチームは、都道府県協会がその事実を審査のうえ、証明書を添えて、JHAへ登録することができる。
  - (2) 登録構成員に追加あるいは変更のある場合は、所定の書式に従い遅延なくJHAに届け出ること。
  - (3) 競技者の移籍については、別に定めるところによる。

### ＜外国人競技者＞

#### 5、外国人の取り扱いについて

JHAの登録規程に基づく外国人競技者（以下「外国人」という。）の登録手続は、次の通り行うものとする。

(1) 外国人とは、日本国以外の国籍を有するものをいう。

ただし、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を終了した者を除く。

(2) 外国人は登録に際し、次の書類を所属都道府県ホッケー協会を経てJHAへ提出して、その審査を受けなければならない。前年度からチームが変わった時は、改めて提出すること。

①国籍保有国（以下「母国」という。）協会の競技許可書

②入国及び滞在（3箇月以上の期間）を証明する入国審査の写し（ワーキングビザ）

③居住する市町村が発行する外国人登録の写し

(3) 外国人は、母国代表チーム以外の単独チームと二重登録する事はできない。

(4) 年度登録は、4名以内とする。

(5) 外国人競技者の大会参加に係る大会実施要項の取扱い

外国人競技者(以下「外国人」という)の大会参加については、次のとおり取り扱うものとし、大会実施要項に明記する。

①大会に参加するチームは、エントリー選手枠のうち、外国人は4名以内とする。

②試合中フィールド内で常時プレーできる外国人は、3名以内とする。

(6) 全国高等学校選抜大会及び全国高等学校総合体育大会については、全国高等学校体育連盟の規定により、外国人留学生の参加については、エントリー数（15名）に対して3名以内とする。ただし、試合に出場できるのは2名以内とする。

### ＜登録の制限＞

6、年度登録に関しては、チーム所属競技者の人数、および居住の制限はない。また、選手は複数のチームに登録することはできない。

### ＜年度登録料＞

7、年度登録料は、チーム登録料、役員・選手個人登録料からなる。

尚、役員・選手個人登録料の登録料を何れかの種別で納入した場合、他の種別での登録の際には納入する必要はない。その場合は、納入不要のチームより納入不要者リストの提出が必要である。提出がない場合は納入しなければならない。

種別	チーム登録料	役員・選手個人登録料	
一般男子・一般女子	45,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,400円
大学男子・大学女子	35,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,300円
高校男子・高校女子	30,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手200円
中学男子・中学女子	6,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手なし
スポーツ少年団男子・スポーツ少年団女子	1,000円	(1人当たり)	役員1,400円 選手なし
マスターズ男子・マスターズ女子	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,400円
個人登録	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手3,000円
個人登録(中学・高校生)	なし	(1人当たり)	役員1,400円 選手1,000円

\*役員・選手個人登録料の料金にはスティックカード料を含む。

\*個人登録とは、チームに登録せず国体予選等に出場するための登録をいう。

### <審査>

8、登録に関する審査はこの規程にもとづいて都道府県協会が行い、JHAの承認を得るものとする。

### <チーム移籍>

9、チーム移籍について

(1) 一般種別(日本リーグ加盟チームを除く)の移籍について

①年度内に競技者の移籍があったときは、新所属チームは旧所属チームの同意書を添付して、JHAに届け出る事。ただし、上部大会につながる大会(予選会を含む)以降の移籍は認めない。

※全日本社会人選手権大会のブロック予選に出場したものは、全日本社会人選手権大会に別のチームでの出場は認めない。

※全日本社会人選手権大会に出場したものは、全日本選手権大会に別のチームでの出場は認めない。

(2) 日本リーグ加盟チームの移籍について

①移籍とは、JHAに登録している選手及び過去1年以内に登録していた選手が新たに別の加盟チームに所属を変更することをいう。

②移籍を希望する場合は、獲得希望選手所属チームの年度最終大会終了後から移籍交渉期間とする。

③移籍交渉期間後、次年度に別のチームで登録を申請する場合、移籍前・後の両チームの部長（または代表者）と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による同意書が必要である。同意書をJHAが認めた場合のみ、移籍を認める。

④③において同意の無い場合は、新たに別のチームで登録を申請する場合、前のチームを退部または退社の日から1年を経過していないと選手として各大会に出場はできない。

(3) その他

①移籍に関する疑義については、JHAが決定する。

## <ユニフォーム>

### 10、ユニフォームについて

#### 【フィールドプレイヤー】

異なる色柄の2種類のユニフォーム（シャツ・パンツ・スコート・ストッキング）を大会エントリー時に、各大会参加申込書に記入すること。（JHAへの年度登録時のユニフォーム登録は行わない）

(1) シャツ

①襟、長袖、半袖の規定はない。

②背中に縦横16cm以上30cm以下の大きさの番号をつける。

③背中にネームを入れる場合は、1文字縦横6cm以上10cm以下の大きさの文字とする。

(2) パンツ(男子)

前面下方に縦横7cm以上9cm以下の大きさで、背番号と同じ番号をつける。

（パンツの番号の色はパンツの色と対照色とし、背番号と同色でなくてもよい）

(3) スコート(女子)

①スコートの丈の制限はない。

②前面下方に縦横7cm以上9cm以下の大きさで、背番号と同じ番号をつける。

（スコートの番号の色はスコートの色と対象色とし、背番号と同色でなくてもよい）

(4) ストッキング

色についての規制はない。但しチームで同じものを着用。

(5) シューズ

色についての規制はない。但しピッチ状況において、大会運営規程にて規制あり。

(6) アンダーウェア

アンダーウェアを着用する場合はユニフォームと同色とする。

(7) 1種類のユニフォームは必ず無地のものとする。

ただし、襟、袖、パンツ(女子はスカート)、ストッキングに線の入る程度は差し支えない。

(8) 予備のユニフォーム(番号なし)をそれぞれ2着用意する。

### 【ゴールキーパー】

(1) シャツ

①フィールドプレイヤーの2色のシャツと異なった色を登録しなければならない。

襟、長袖、半袖の規定はない。

②背中に縦横16cm以上30cm以下の大きさの番号をつける。

③胸番号は縦横7cm以上20cm以下の大きさにシャツの中央につける。

(2) パンツ

パンツ、ストッキング、アンダーパンツの取り決めはない。

[備考] 1、JHA主催国内競技会に参加する選手は、日本ホッケー協会が特定の企業を当該競技会協賛企業として認定した場合、その試合時に着用するユニフォーム(シャツ、パンツ又はスカート、ストッキング)に協賛企業の広告を付けなければならない。また、ユニフォームに付ける協賛企業広告は、JHAが無償で各選手に提供する。

2、チームがユニフォームに商業広告をつける場合は、そのユニフォームを使用する1ヶ月前迄にJHAの許可を得なければならない。なお、1か所に限る必要はなく、企業名や商品名でもよいが、酒およびたばこの広告については、これを禁止する。

<商業広告をつける場合はJHA特別協賛金1口(12,000円)以上を納金しなければならない>

### <その他>

11、この規程に定めのないものについては、その都度JHAが決定する。

### <付 則>

12、この規程は、平成26年4月1日より施行する。



## 2 競技場施設について



# I. JHA ホッケー競技場施設基準

## 第1条（目的）

本競技場施設基準の目的は、次の通りとする。

- （1）競技会に参加するチームが公平にプレイできる環境を整えるため。
- （2）常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- （3）チームおよび選手の実力を公平に反映させるため。
- （4）選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。
- （5）日本ホッケーの国際的な競技力の向上を図るため。

## 第2条（検討及び変更）

本競技場施設基準の検討及び変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会技術委員会施設用具部会（以下、「施設用具部」という）が当たるものとする。

## 第3条（競技場施設の規格）

競技会の実施にあたっては、原則として下記の競技場施設の規格を満たすものでなければならない。

### （1）競技プレイフィールド

競技プレイフィールドの規格は、日本ホッケー協会発行「ホッケー競技規則」の「競技フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる（図1参照）。

### （2）競技場施設

競技場施設の規格は、「(公社)日本ホッケー協会競技場施設計画」による（図2参照）。

#### 第4条（競技会実施における規程）

国際ホッケー界の趨勢を考慮し、国内競技会は下記のピッチにより実施する。

（1）（公社）日本ホッケー協会公認ピッチ（以下、「JHA 公認ピッチ」という）

1）（公社）日本ホッケー協会（以下、「JHA」という）主催による下記の競技会（ただし、当分の間、大会競技運営規程に従うものとする）

< 1 > グローバル規格、ナショナル< 無充填式 > 規格（グローバル規格を推奨）

- ・ 全日本選手権大会
- ・ 日本リーグ

< 2 > グローバル規格、ナショナル規格（無充填式を推奨）

- ・ 全日本社会人選手権大会
- ・ 全日本学生選手権大会
- ・ 国民体育大会
- ・ 全国高等学校選手権大会
- ・ 全国高等学校選抜大会
- ・ 日本国内に於いて実施される国際競技会で、国際水準にあると認められる競技会（ただし、国際ホッケー連盟等により指示のある場合は、その指示に従う）

< 3 > マルチスポーツ規格以上（強く推奨する）

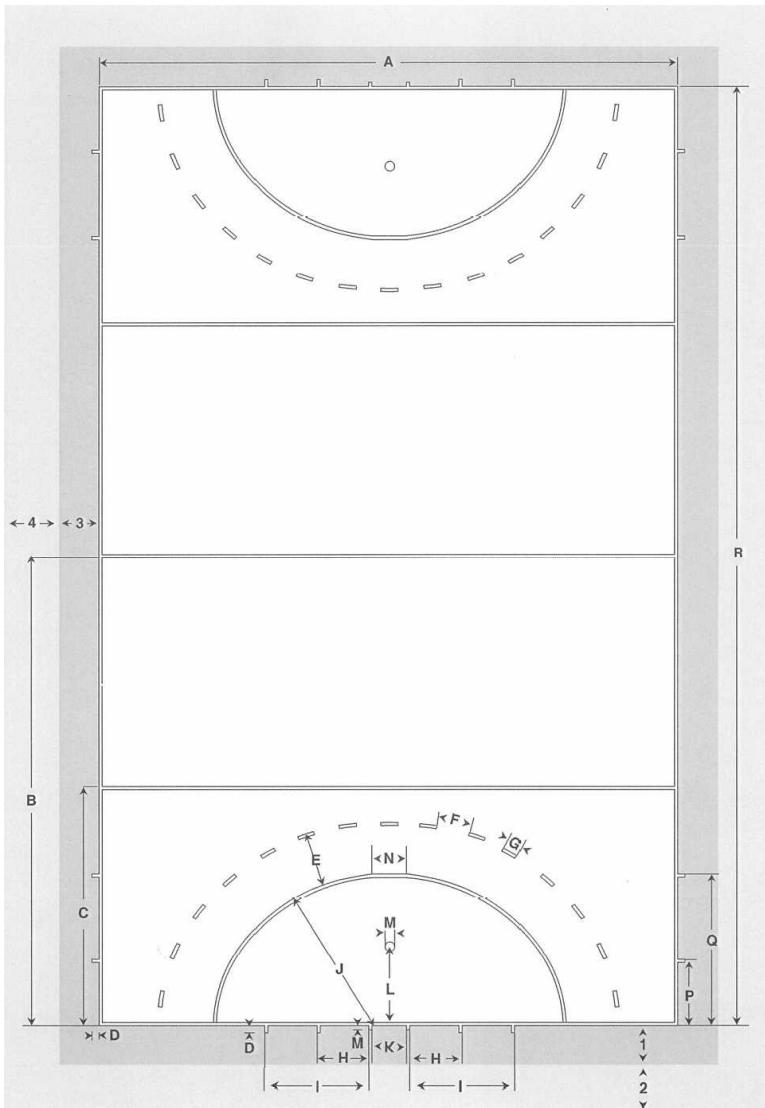
上記以外の日本ホッケー協会主催の大会および予選会

（2）JHA主催以外の競技会についても、JHA 公認ピッチで実施することを推奨する。

第5条 本競技場施設基準に定めない事項については、施設用具部において検討し日本ホッケー協会で決定する。

- 付則
- |                |                |
|----------------|----------------|
| 1) 平成元年6月17日制定 | 2) 平成6年4月1日改正  |
| 3) 平成17年1月1日改正 | 4) 平成18年1月1日改正 |
| 5) 平成24年4月1日改正 | 6) 平成26年4月1日改正 |

図1 競技プレイフィールド



注. 1)

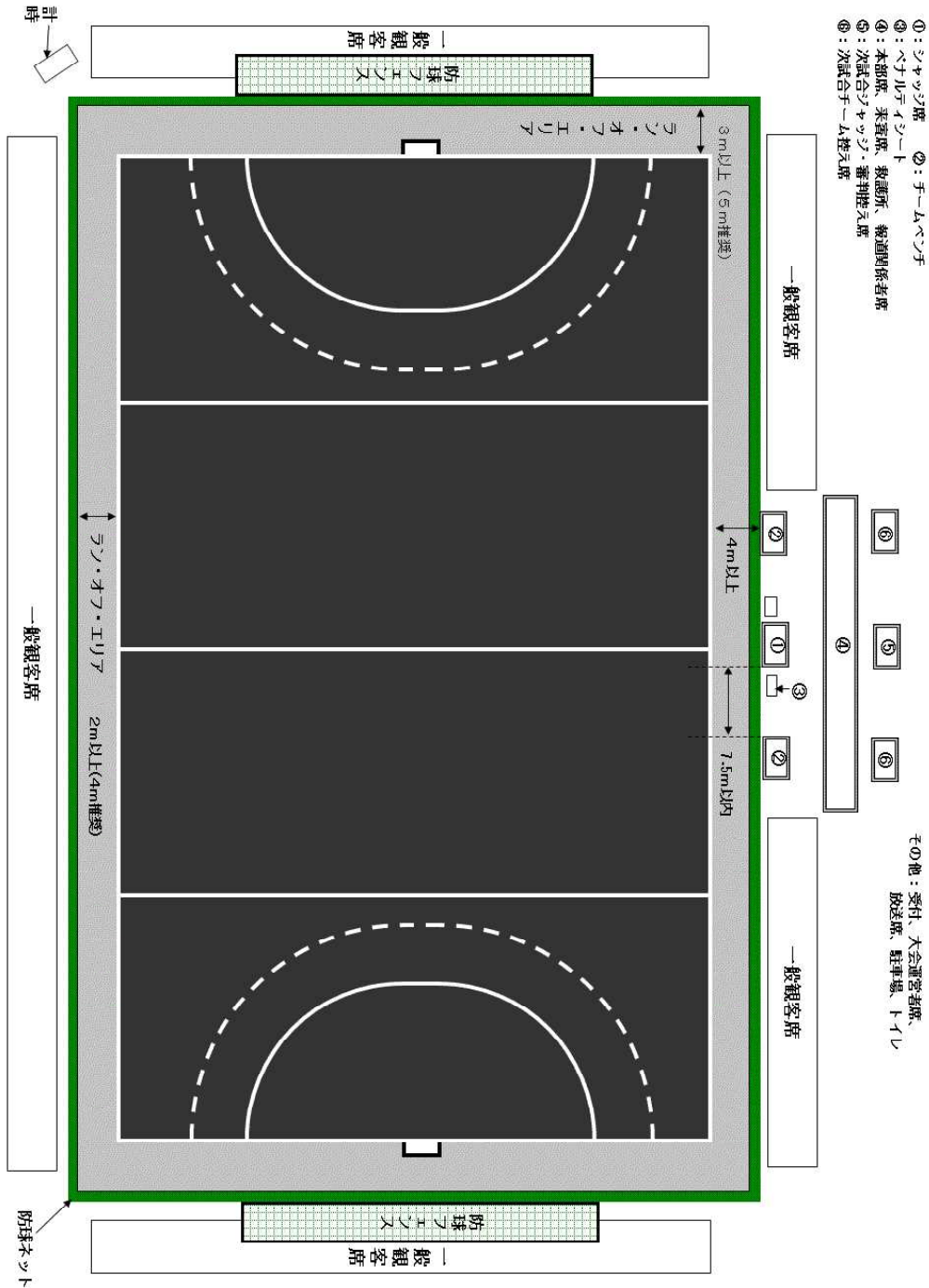
走り抜けるためのエリア（ラン・オフ・エリア：ラインから外のエリア「1」「2」「3」「4」）は、競技場の表面（人工芝等）と同質でなければならない。その同質素材の範囲は、外側のスペースにバックライン側（「1」）は少なくとも2 m、サイドライン側（「3」）は少なくとも1 mとし、それ以外の材質でもよいが、さらにその外側に1 m（四方）のエリアをとっておかなければならない。（従って、ラン・オフ・エリアは、最低バックライン側3 m、サイドライン側2 mが必要となる。）これらは、あくまで必要最低の制限であって、バックライン側は4 m プラス 1 m、サイドライン側3 m プラス 1 m（トータルでバックライン側5 m、サイドライン側は4 m）の空間をとることを勧める。

注. 2)

左記の表の「H」および「I」については、ゴールポスト自体からの長さではなく、ゴールポストラインからの長さを示したものである。従って、ゴールポストからの長さとしてはそれぞれ、5m並びに10 mということになる。

Code	Metres	Code	Metres
A	55.00	M	0.15
B	45.70	N	3.66
C	22.90	P	5.00
D	0.30	Q	14.63
E	5.00	R	91.40
F	3.00	1	minimum 2.00
G	0.30	2	1.00
H*	4.975*	(1+2)	minimum 3.00
I*	9.975*	3	minimum 1.00
J	14.63	4	1.00
K	3.66	(3+4)	minimum 2.00
L	6.4		

図2 (公社) 日本ホッケー協会競技場施設計画



競技場施設計画において、下記のことも配慮すること。

1. 観客、選手、大会関係者に対して快適な環境 (快適性)
2. 観客、選手、大会関係者に対して安全な環境 (安全性)
3. 周辺環境及び住民への影響 (適合性)
1. ユニバーサルデザイン、バリアフリーなど

## Ⅱ. J H A ピッチ公認規程

### 第1条 (目的)

J H A ピッチ公認規程の制定の目的は、次の通りとする。

- (1) 競技会に参加するチームの実力を公平に反映させるため。
- (2) 参加選手が持てる技量を十分に発揮でき、その優劣を公平に反映させるため。
- (3) 常に快適なプレイ条件を整え、選手の危険を抑えるため。
- (4) 悪天候下で行われる競技会であっても、開催を可能にさせるため。
- (5) 選手の競技力および技量を向上させ、選手はもとより観客にも満足を与え、普及に貢献させるため。

### 第2条 (公認手続き、費用負担)

競技場管理者が公認を受けようとする場合は、(公社)日本ホッケー協会(以下J H Aという)に、次に定める通りにより公認申請するものとする。

- (1) 別に定める様式により、所轄地方協会を通して申請する。
- (2) J H Aは、(1)の申請を受理したら、J H Aが指定する性能検査機関(当分の間は、一般財団法人カケンテストセンター)に検査依頼する。
- (3) 現地検査(フィールドテスト)に合格した場合は、J H Aが改めてピッチとしての調査・確認をする。
- (4) (3)の調査・確認によりJ H A 公認ピッチとして適切であると確認された場合、直ちに公認証を交付する。これに併せてその写しおよび調査・確認の内容を性能検査機関に通知する。
- (5) 競技場管理者は、公認証の交付を受けたら、直ちに次の通りの公認料をJ H Aに納付する。1面に付き100万円(張替時50万円)とする。ただし、学校が作るピッチは、1面に付き25万円(張替時12万5千円)とする。
- (6) 現地検査に要する費用は、競技場管理者が指定性能検査機関へ支払うこと。

### 第3条 (公認規格)

- (1) J H A 公認ピッチは、アンダーパッドを敷設した人工芝ピッチとする。公認規格は、国際ホッケー連盟(以下F I Hという)ピッチハンドブック基準をもとにした、J H A ピッチ公認現地検査要求基準(資料1)を満たすグローバル規格、ナショナル規格、マルチスポーツ規格の3段階とする。
  - 1) グローバル規格  
グローバル規格の要求基準を満たす散水を必要とする無充填式(ウォーターベース)とする。
  - 2) ナショナル規格  
ナショナル規格の要求基準を満たす、無充填式あるいは積極的な散水を必要としない充填式(サンドベース)とする。
  - 3) マルチスポーツ規格  
マルチスポーツ規格の要求基準を満たす、無充填式あるいは充填式とする。
- (2) 現地検査は、F I H基準に定められた検査方法によって行われる。但し、照明設備、散水むら、人工芝製品仕様確認検査は行わない。
- (3) この基準は、F I Hが基準・方針・解釈等を変更した場合、これに合せて変更することがある。

### 第4条 (有効期間)

公認有効期間は、10年間とする。

### 第5条 (施行)

この規程の施行の細部は、J H A ピッチ公認規程施行細則に定める。

### 第6条 (免責)

- (1) 本規程は、競技場のピッチが指定の要求を満たしていることを認証する制度であり、競技場を公認するものではない。
- (2) J H Aは、ピッチ及び人工芝の安全性の保証、瑕疵・欠陥がないことの保証、その他一切の保証を行わない。
- (3) ピッチおよび人工芝の瑕疵・欠陥またはこれらに関連する健康被害については、競技場管理者が一切の責任を負うものとする。

### 第7条 (その他)

- (1) 高温対策として、日陰や風通しが十分ある休憩所、また充填式においても散水設備を設置することが望ましい。
- (2) 人工芝の全面張り替えなどで人工芝を廃棄する場合は、各自治体の規則に従うこと。
- (3) 人工芝の性能を保ち、また安全に長期間使用するためにも、人工芝メーカーや施工業者と十分に相談し、定期的なメンテナンスを推奨したい。

付則

- 1) 平成10年4月1日施行
- 2) 平成13年4月1日改正
- 3) 平成15年4月1日改正
- 4) 平成16年11月2日改正
- 5) 平成23年4月1日改正
- 6) 平成23年12月17日改正
- 7) 平成26年4月1日改正

資料1 JHA ピッチ公認現地検査要求基準(2014年4月版)

性能要求		グローバル規格	ナショナル規格	マルチスポーツ規格
組成		グローバル規格人工芝製品	ナショナル規格人工芝製品	マルチスポーツ規格人工芝製品
無充填式/充填式		無充填式	無充填式 / 充填式	無充填式 / 充填式
ボールのリバウンド (垂直方向)		平均 100 mm~400 mm 個々の検査 < 平均±10%	平均 100 mm~400 mm 個々の検査 < 平均±20%	平均 75 mm~400 mm 個々の検査 < 平均±20%
ボールの転がり		平均 ≥ 10m 偏差 ≤ 3° ボールの転がり距離または偏差 のいずれについても、個々の検査 < 平均±10%	平均 ≥ 8m 偏差 ≤ 3° ボールの転がり距離または偏差 のいずれについても、個々の検査 < 平均±20%	平均 ≥ 5m 偏差 ≤ 3° ボールの転がり距離または偏差 のいずれについても、個々の検査 < 平均±20%
* 靴底摩擦	滑り抵抗	0.6~1.0 個々の検査 < 平均±0.1	0.6~1.0 個々の検査 < 平均±0.2	
	回転抵抗	25~45Nm 個々の検査 < 平均±3		25~50Nm 個々の検査 < 平均±5
衝撃応答		40~60% 個々の検査 < 平均±5%	40~65% 個々の検査 < 平均±5%	
ピッチの寸法と ラインマーキング		ラインの長さ ±50mm ペナルティスポットの位置 ±30mm	ラインの幅 ±10mm 300mmマークの長さ±30mm	サークルの弧の半径 ±30mm 両対角線の差 ±300mm
ピッチの ラインオフエリア (最小)		同じ人工芝面でバックラインから2m 同じ人工芝面でサイドラインから1m 人工芝面あるいは代替芝面で両ラインからプラス1m		
ピッチの縦断傾斜		縦断方向の下り傾斜 < 0.2%	縦断方向の下り傾斜 < 1.0%	
ピッチの横断傾斜		横断方向の下り傾斜 < 1.0%	横断方向の下り傾斜 < 1.0%	
ピッチの平滑度		3mの直定規の上または下で ≤6mmの偏差		
ピッチの透水性		≥150mm/時		
色		「グリーン」または「ブルー」あるいはFIHまたはJHAが承認した均一な色		

参考基準: FIH「2013年5月版 Handbook of Performance, Durability and Construction Requirements for Synthetic Turf Hockey Pitches」

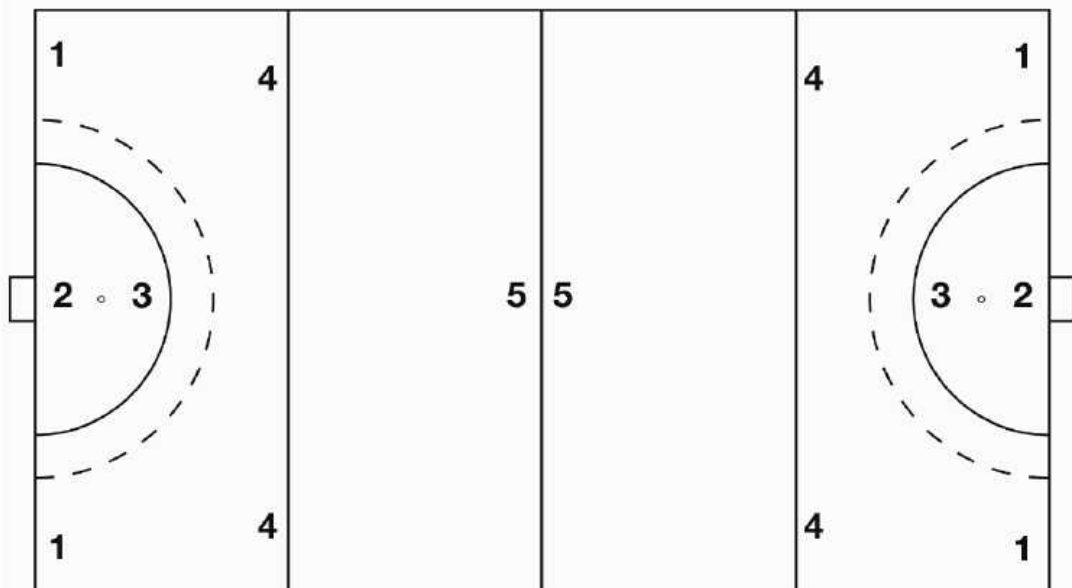
備考: \* 靴底摩擦は、滑り抵抗か回転抵抗のどちらか一方で検査を実施する。

<測定箇所>

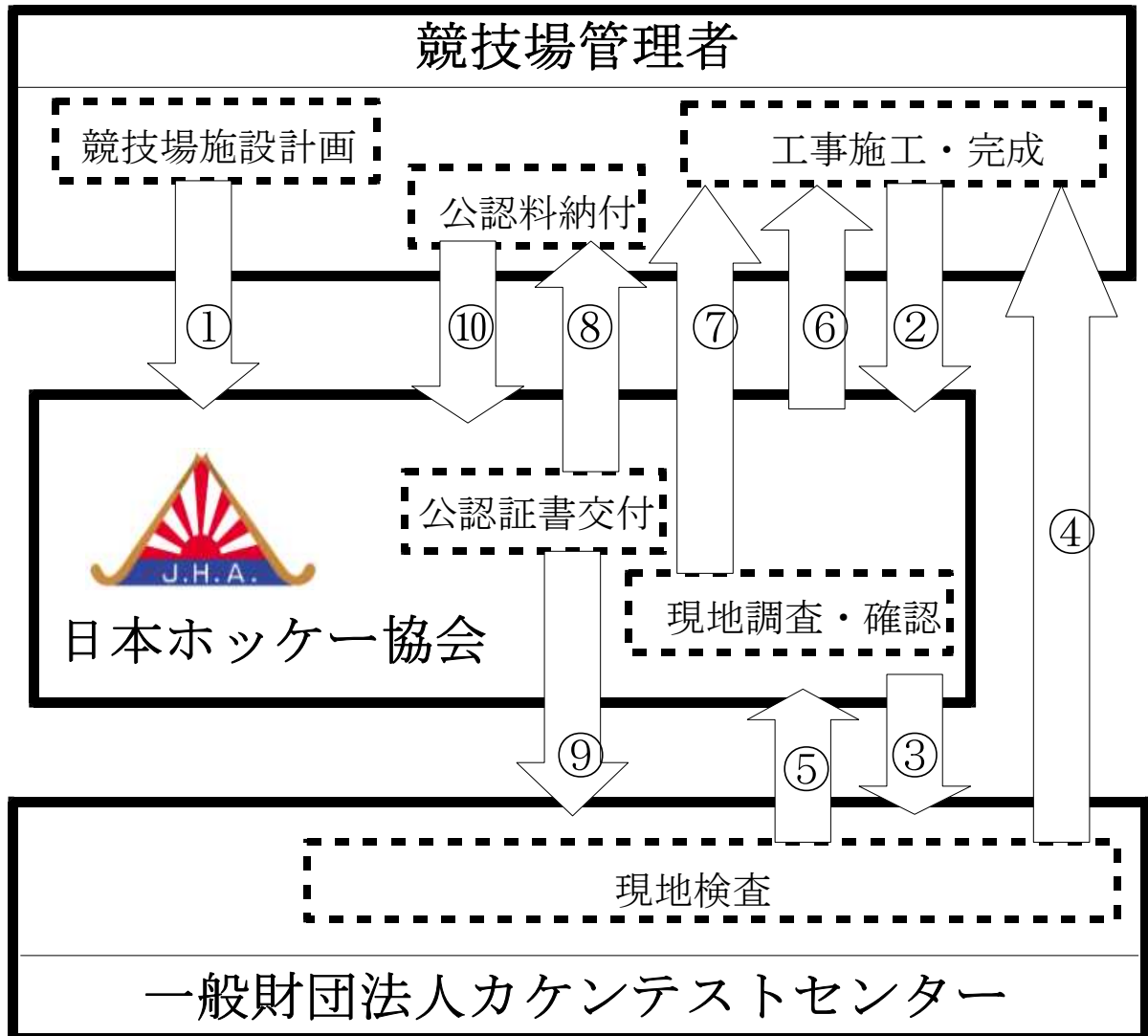
以下の15箇所のうち、任意の6箇所とする。ただし、TP6のランオフエリアでは、「ボールの転がり」検査は行わない。

TP 6

TP6



## J H A ピッチ公認申請手順



### <手順>

- ① 競技場施設計画
  - 1) J H A ・地方協会と意見交換
  - 2) 計画書・概略設計図の入手
  - 3) 公認規程の説明
  - 4) メーカーと細部協議
- ② 公認申請 (様式1 地方協会の確認を得る)  
 ピッチ設計図 (平面図、断面図) 添付  
 公認期間内の F I H 公認人工芝製品証明書あるいは  
 有効期間内の J H A 指定性能検査機関発行「試験報告書」
- ③ 現地検査依頼
- ④ 現地検査
- ⑤ J H A に検査報告
- ⑥ 競技場管理者に通知
- ⑦ J H A 現地調査・確認
- ⑧ 公認証交付
- ⑨ 一般財団法人カケンテストセンターに通知
- ⑩ 公認料納付



様式 1

J H A ピッチ公認申請書

申請日	年 月 日		
申請者	会社名： <span style="float: right;">印</span> 担当部署： 担当者： 住所： TEL： <span style="margin-left: 200px;">FAX：</span> メールアドレス：		
施設名・所在地	施設名： 所在地：		
申請種別	・新規    ・更新    ・全面張替(新規)    ・全面張替(更新) ・その他(                          )                          *○印で囲む		
希望規格の種類	・グローバル規格    ・ナショナル規格    ・マルチスポーツ規格		
人工芝種類	・ウォーターベース	・サンドベース (充填材とその厚さ)	
人工芝名称	製造メーカー：		
	品名・品番：		
	製品検査の報告書発行日：	年 月 日発行	
パイル材質		パイルの長さ or パイルの厚さ	長さ・厚さ (○で囲む)
設計上のボールの転がり距離		設計上のボールのリバウンドの高さ	
公認料請求先			

- ※添付書類： 1) 人工芝ピッチ設計図 (平面図、断面図等)  
 2) 公認期間内の F I H 公認人工芝製品証明書あるいは有効期間内の J H A 指定性能検査機関発行「試験報告書」

### Ⅲ. J H A ピッチ公認規程施行細則

平成26年4月1日

#### 第1条 (人工芝製品)

- (1) 人工芝製品とは、人工芝カーペットと充填材（使用されている場合）そしてアンダーパッドからなる人工芝システムのことである。
- (2) グローバル規格人工芝製品は、ナショナル規格人工芝製品およびマルチスポーツ規格人工芝製品の性能を満たす。また、ナショナル規格人工芝製品は、マルチスポーツ規格人工芝製品の性能を満たす。

#### 第2条 (J H A ピッチ公認)

- (1) J H A 公認ピッチは、J H A 人工芝指定企業が製造あるいは販売する F I H 公認人工芝製品が敷設されている人工芝ピッチとする。
- (2) F I H 公認人工芝製品の一部仕様変更品（たとえば人工芝カーペットと充填材＜使用されている場合＞そしてアンダーパッドの異なる組合わせ）、あるいは F I H 非公認の人工芝製品の場合は、J H A が指定する性能検査機関（一般財団法人カケンテストセンター）による製品検査（ラボテスト）により下記の J H A 人工芝製品検査要求基準（資料2）を満たしていることを証明（「試験報告書」、有効期間は5年間）すること（当分の間、ラボテストは F I H 基準2008年度版にもとづいて行う）。また、「ボールの転がり」については、実際に敷設されたピッチでの現地検査で実施する。
- (3) 既存の施設で F I H 公認期間あるいは「試験報告書」の有効期間が過ぎた人工芝製品を敷設したピッチが J H A 公認を受けようとする場合は、上記の製品検査により J H A 人工芝製品検査要求基準を満たしていることを証明すること。
- (4) 製品検査を受けようとする者は、J H A 人工芝製品検査申請書（様式2）、人工芝製品仕様（様式3）を本協会に提出し、人工芝製品のサンプルを J H A が指定する性能検査機関へ提出すること。なお、製品検査に要する費用は、製品検査を受けようとする者が指定性能検査機関へ支払うこと。

#### 第3条 (公認期間)

- (1) ピッチ完成日から90日を超えて現地検査を実施した場合の公認期間は、完成日から10年間とする。
- (2) 完成日から8年を超えている場合は、公認期間を2年間とする。

#### 第4条 (公認の取扱)

- (1) 全面張り替えの場合は、本規程にもとづいて公認する。
- (2) 公認期間中であっても、その状況・状態等から J H A 公認ピッチとして不適合であると J H A が判断した場合は、公認規格の決定や公認の取り消しをする。
- (3) 平成23年11月17日以前に公認を受け10年を経過している J H A 公認ピッチについては、その状況・状態等から J H A 公認ピッチとして不適合であると J H A が判断した場合は、公認規格の決定や公認の取り消しをする。
- (4) 平成23年11月17日以降に公認を受けている J H A 公認ピッチで公認期間が過ぎた場合は、自動的に公認が取り消される。公認を更新する場合は、公認規程に定める現地検査により要求基準を満たしていることを証明し、更新料（10万円、学校施設は5万円）を J H A に納付すれば公認を更新することができる。更新の場合は、人工芝製品の公認期間（F I H）あるいは有効期間（「試験報告書」）が過ぎていても製品検査は免除する。この更新による公認有効期間は2年間とする。

#### 第5条 (ピッチ)

- (1) プレイエリア  
人工芝パイルの色は均一な単色とし、グリーンまたはブルー（RAL 5002 か RAL 5005）、もしくは F I H あるいは J H A 公認のその他の色とする。
- (2) ランオフエリア
  - 1) ホッケー競技規則でランオフエリアの最初の部分（バックラインから外側最小2m、サイドランから外側最小1m）は、人工芝製品、傾斜度、平滑度、散水設備（必要とするピッチ）がプレイエリアと同じでなければならない。ただし、プレイエリアと異なる人工芝パイルの色であってもよい。さらに、この外側のランオフエリア（何らかの障害物のまでの距離最小1m）は、同じ平面で延びていなければならない。このランオフエリアは、その表面が別の材質（ゴムチップ舗装等）でもよい。また、排水溝の蓋、蓋をした溝などの埋込型の構造物および取付物のスペースとしてもよい。  
ただし、ランオフエリアの外側にチームベンチ、競技役員席を設ける必要があることを考慮すること。
  - 2) ウォーターガン（高圧放水銃）や照明灯のポストなどがランオフエリアに突き出てはならない。ポップアップ式スプリンクラーのヘッドは、下げた位置にあるときにランオフエリアの表面と同じ平面（蓋の表面を周りと同じ材質で加工）に高さを維持できるのであればランオフエリアにあってもかまわない。

(3) ラインマーキング

- 1) ホッケー競技規則の変更でそのマーキングが不要になったときは、不要になったマーキングをペンキで塗り消して、人工芝カーペットに新しいマーキングをペンキで描くか、植設しなければならない。
- 2) ホッケー競技規則に定められているラインマーキング以外のラインマーキングがあることを理由に公認を取り消すことはない。しかし、当該マーキングは、ホッケー競技規則に定めるマーキングと別の色とする。  
ただし、競技会や特別な試合で当該ラインマーキングを完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ラインマーキングを消すよう要求できる。
- 3) グローバル規格のラインマーキングは、白とする。
- 4) ナショナル規格およびマルチスポーツ規格のラインマーキングは、白が望ましい。  
ただし、他のスポーツの試合で使用せざるをえない場合には、ホッケーのラインマーキングの色は白以外でもよい。この際のラインマーキングの色は、十分に目立ち、他のスポーツに使用されるラインと混同されないことを条件とする。
- 5) ロゴや広告を、プレイエリアやランオフエリアに記すること（植設も可）ができる。その際、プレイ性能が同じであり、同じ人工芝仕様であること。  
ただし、競技会や特別な試合で当該ロゴや広告を完全に消さなければならないこともある。また、JHAは当該ロゴや広告を消すよう要求できる。

第6条（その他）

- (1) F I H ピッチ公認を申請する場合は、必ずJHA ピッチ公認を取得すること。
- (2) この細則に定めないことは、F I H基準 2013 年度版にもとづいて、JHAが決定する。

資料2

JHA 人工芝製品検査要求基準

性能要求		グローバル規格人工芝製品	ナショナル規格人工芝製品	マルチスポーツ規格人工芝製品
組成		メーカーの製品仕様通り		
無充填式／充填式		無充填式	無充填式 / 充填式	無充填式 / 充填式
ボールのリバウンド (垂直方向)		平均 100 mm～400 mm 個々の検査 < 平均±10%	平均 100 mm～400 mm 個々の検査 < 平均±20%	平均 75 mm～400 mm 個々の検査 < 平均±20%
*1	ボールの転がり	平均 ≥ 10m 偏差 ≤ 3° ボールの転がり距離または偏差のいずれについても、個々の検査 < 平均±10%	平均 ≥ 8m 偏差 ≤ 3° ボールの転がり距離または偏差のいずれについても、個々の検査 < 平均±20%	平均 ≥ 5m 偏差 ≤ 3° ボールの転がり距離または偏差のいずれについても、個々の検査 < 平均±20%
*2	滑り抵抗	0.6～1.0 個々の検査 < 平均±0.1	0.6～1.0 個々の検査 < 平均±0.2	
	靴底摩擦	25～45Nm 個々の検査 < 平均±3		25～50Nm 個々の検査 < 平均±5
衝撃応答		40～60% 個々の検査 < 平均±5%	40～65% 個々の検査 < 平均±5%	
*3	パイル／パッドの変形	≥40% 個々の検査 < 平均±2%		
透水性		≥150mm/時		
色		「グリーン」または「ロイヤルブルー」あるいはJHAの承認した均一な色		
光沢		≤15%(湿潤時)		

備考: \*1: ボールの転がりは、実際に敷設されたピッチでの現地検査で実施するため、製品検査では実施しない。

\*2: 靴底摩擦は、滑り抵抗か回転抵抗のどちらか一方で検査を実施する。

\*3: パイル／パッドの変形は、無充填式人工芝製品で実施する。

<人工芝製品サンプル提出について>

サイズ: 1m × 1m 1枚  
 無充填式 (ウォーターベース): 試料 (アンダーパットを含む) を指定性能検査機関へ提出  
 充填式 (サンドベース): 申請者が指定性能検査機関にてサンプルの敷設 (施工)

<指定性能検査機関>

一般財団法人 カケンテストセンター  
 大阪事業所 資材テストラボ  
 〒 550-0002 大阪府大阪市西区江戸堀 2-5-19  
 TEL: 06-6441-0315 FAX: 06-6441-2420

<公認に関するお問い合わせ先>

公益社団法人 日本ホッケー協会  
 技術委員会施設用具部  
 〒 150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1  
 TEL: 03-3481-2330 FAX: 03-3481-2329

様式 2

JHA 人工芝製品検査申請書

申請会社名	(ふりがな)
連絡先	住所： 〒
	TEL： FAX：
	メールアドレス：
	ご担当者： (所属) (氏名)
希望規格	<input type="checkbox"/> グローバル規格 <input type="checkbox"/> ナショナル規格 <input type="checkbox"/> マルチスポーツ規格 *○印で囲む
人工芝製品の種類	<input type="checkbox"/> ウォーターベース（無充填式） <input type="checkbox"/> サンドベース（充填式） *○印で囲む
人工芝	品名および品番：  製造メーカー：
アンダーパット	品名および品番：  製造メーカー：

JHA ピッチ公認規程施行細則により、人工芝製品仕様を添付し、JHA 人工芝製品検査を申請いたします。

(公社) 日本ホッケー協会 殿

申請日            年        月        日

申請会社

代表者

印

### 様式 3

### 人工芝製品仕様

品名		
品番		
パイルの構造	Tufted, Woven, Knitted, etc	
パイルの色	RAL Classic Colour Chart NO.	
パイルの形状	Straight, Curled, Fibrillated, etc.	
パイルの材質		
パイルの太さ (dtex)		
単位面積当たりの 質量(kg/m <sup>2</sup> )	人工芝 (基布含む)	
単位面積当たりのタフト数(個/m <sup>2</sup> )		
パイルの長さor厚さ(mm)		長さ・厚さ (○で囲む)
* 充填材の種類	砂	
	弾性材	
* 充填材の粒径 (mm)	砂	
	弾性材	
* 充填材の形状	砂	
	弾性材	
* 充填材のかさ密度(g/m <sup>3</sup> )		
アンダーパットの品名		
アンダーパットの品番		
アンダーパットの厚さ(mm)		
アンダーパット単位面積当たり の質量 (g/m <sup>2</sup> )		
アンダーパットの衝撃吸収性(%)		

\* 充填式人工芝製品のみ記載ください。また、充填式人工芝製品については、  
充填状態（充填素材・厚さ等）を図示した書類を添付すること。

## IV. 国民体育大会ホッケー競技場施設基準

公益社団法人 日本ホッケー協会

### 第1条 名称

名称は、「公益社団法人 日本ホッケー協会（以下、日本ホッケー協会という）国民体育大会ホッケー競技場施設基準」（以下、国民体育大会競技場施設基準という）とする。

### 第2条 国民体育大会競技場施設基準設置の目的

本競技場施設基準は、国民体育大会ホッケー競技の安全な実施と、競技の発展を目的とする。

### 第3条 国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更

国民体育大会競技場施設基準の内容検討・変更は、日本ホッケー協会の意向を体して、同協会普及委員会国体部会並びに技術委員会施設用具部会が当たることとする。

### 第4条 国民体育大会競技場施設基準の規格

国民体育大会競技場施設基準の規格は、下記の通りとする。

#### ア) 競技プレイフィールド

競技場のフィールドは、人工芝競技場2面（うちJHA公認グローバルピッチあるいはナショナルピッチ1面）とする。また、もう1面についてもJHA公認ピッチを強く推奨する。

#### イ) 競技プレイフィールドの規格

競技プレイフィールドの規格は、日本ホッケー協会発行の「ホッケー競技規則」の「フィールド」と「フィールド及びフィールド備品」に定めるところによる。

#### ウ) 競技場施設の規格

競技場施設の規格は、「公益社団法人 日本ホッケー協会ホッケー競技場施設計画」によるものとする。

#### エ) 照明

天候状況や試合進行状況等により暗くて安全上から試合継続不可能な時に備えて大会競技場に照明施設の設置を強く推奨する。

上記の詳細については、日本ホッケー協会発行「HOCKEYハンドブック」の「競技施設について」を参照。

### 第5条 本基準に特に定めない事項については、日本ホッケー協会並びに公益財団法人日本体育協会とで決定する。

- 付則
- 1) 平成元年6月17日施行
  - 2) 平成26年4月1日改正

## V. 競技プレイフィールドの各ラインとマークに関して

### 1. 競技プレイフィールドの各ラインとマークを引く手順

#### 1) バックラインとサイドラインを引く

バックラインは長さ55.00m、サイドラインは長さ91.40mの直線。バックラインとサイドラインはフィールドの一部に含まれる。

#### 2) センターラインを引く

センターラインは、サイドラインの中央45.70mの地点からフィールドの中央を横切るようにラインを引く。

センターラインはニュートラルなラインなので、サイドラインの中央から37.50mmずつ跨がって引く。

#### 3) 22.90mライン（「23mライン」という）を引く

22.90mラインは、バックラインの外側から22.90mの地点のサイドライン上からフィールドを横切るようにラインを引く。

バックラインと22.90mラインの外側同士の長さが22.90mとする。

#### 4) サークルを引く

サークルを引く際には、まず、ゴールラインから14.63m離れた地点に、ゴールラインと平行に3.66mの直線を引く。その後、ゴールポストの内側の角から14.63mの距離の弧となる1/4円を引く。

サークルのラインは、サークルの一部に含まれる。

サークルの5.00m外側に破線を引く。この破線は、サークルラインの外側の縁から破線の外側の縁までの長さを5.00mとする。破線の間隔は3.00mずつ、破線の長さは300mmとする。

#### 5) 各マークを引く（マークには、ペナルティーストローク用のマーク・ペナルティーコーナー用マーク・コーナー用マーク・フリーヒット用マーク・ゴール用マークがある）

##### (1) ペナルティーストローク用マーク（ペナルティースポットという）

ペナルティースポットは、ゴールラインの外側の中央から6.475mの地点が中心となる直径150mmの円を描いて印す。

##### (2) ペナルティーコーナー

ペナルティーコーナーのマークは、サイドラインに近い方のゴールポストの角から各マークの外側の縁までの長さが5.00m及び10.00mの地点に、バックラインの外側の縁から300mmのマークを描いて印す。

##### (3) コーナー

コーナーのマークは、バックラインの外側からマークの外側の縁までの長さが5.00mの地点のサイドライン上に、サイドライン外側に300mmのマークを描いて印す。

##### (4) 14.63mフリーヒット

14.63mフリーヒットのマークは、バックラインの外側からマークの外側の縁までの長さ14.63mの地点にサイドライン上からサイドライン外側に300mmのマークを描いて印す。

##### (5) ゴール

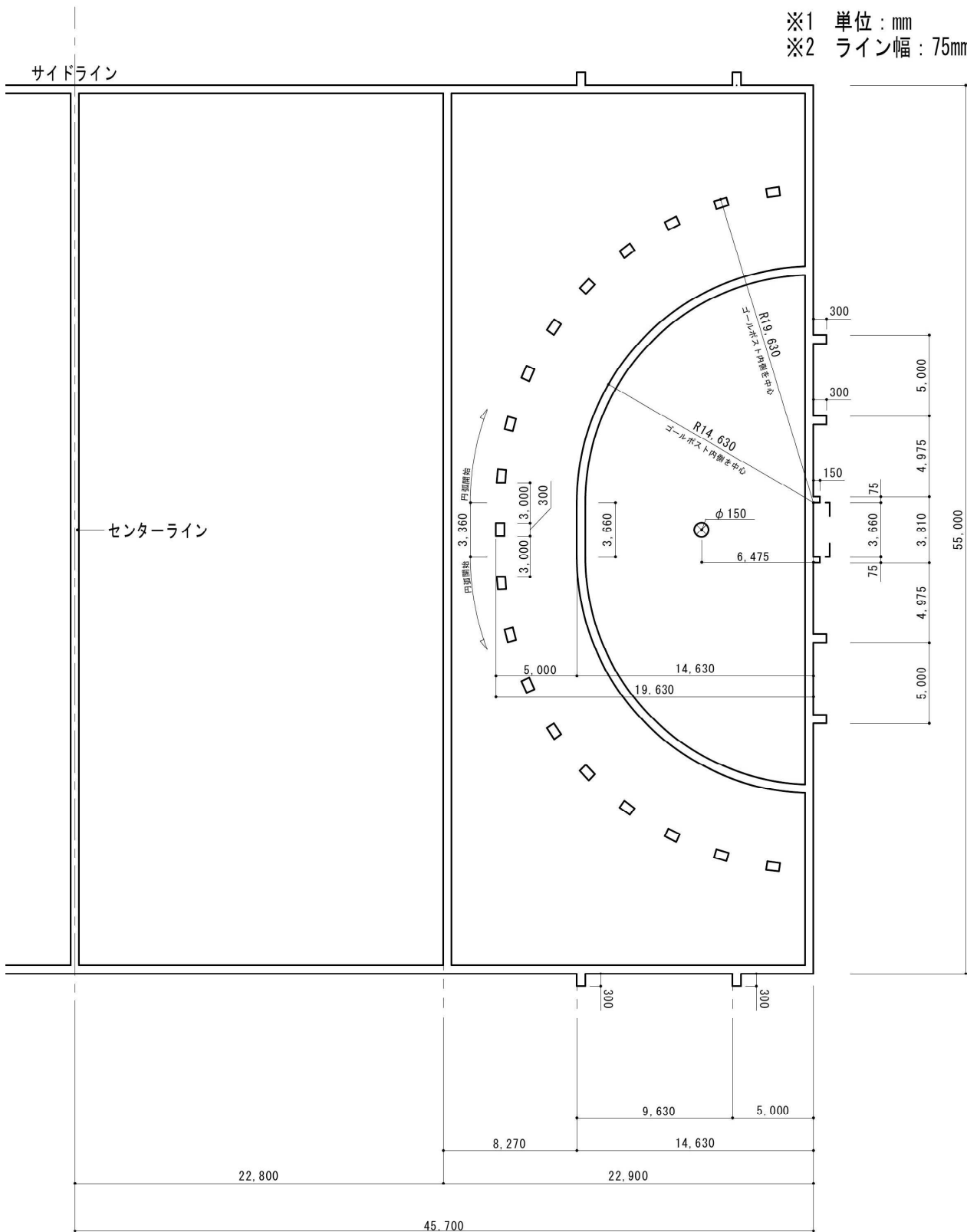
ゴールのマークは、バックラインの外側に向かって長さ150mmのマークを描いて印す。

これはバックラインの中心から、各マークの近いほうの側の縁までの長さが1.83mとする。

#### 6) ラインとマークを引く際には、次の点に留意する。各ラインとマーク（ペナルティーストローク用マークを除く）の幅は75mmとする。

2. プレイフィールド図

※1 単位：mm  
 ※2 ライン幅：75mm





### 3. 6人制競技プレイフィールドの各ラインとマークを引く手順

#### 1) バックラインとサイドラインを引く

バックラインは長さ30.00m、サイドラインは長さ50.00～55.00mの直線。バックラインとサイドラインはフィールドの一部に含まれる。

#### 2) センターラインを引く

センターラインは、サイドラインの中央の地点からフィールドの中央を横切るようにラインを引く、センターラインはニュートラルなラインなので、サイドラインの中央から37.50mmずつ跨がって引く。

#### 3) サークルを引く

サークルを引く際には、まず、ゴールラインから12.00m離れた地点に、ゴールラインと平行に3.66mの直線を引く。その後、ゴールポストの内側の角から12.00mの距離の弧となる1/4円を引く。

サークルのラインは、サークルの一部に含まれる。

サークルの4.00m外側に破線を引く。この破線は、サークルラインの外側の縁から破線の外側の縁までの長さを4.00mとする。破線の間隔は1.50mで、破線の長さは300mmとする。破線は、サークルトップの中央から両側に引くようにし、サイドラインにかかるようにする。

#### 4) 各マークを引く（マークには、ペナルティーストローク用のマーク・ペナルティークォーター用マーク・コーナー用マーク・フリーヒット用マーク・ゴール用マークがある）

##### (1) ペナルティーストローク用マーク（ペナルティースポットという）

ペナルティースポットは、ゴールラインの外側の中央から6.075mの地点が中心となる直径150mmの円を描いて印す。

##### (2) ペナルティークォーター

ペナルティークォーターのマークは、サイドラインに近い方のゴールポストの角から各マークの外側の縁までの長さが4.00m及び8.00mの地点に、バックラインの外側から300mmのマークを描いて印す。

##### (3) 12mフリーヒット

12mフリーヒットのマークは、バックラインの外側からマークの外側の縁までの長さ12.00mの地点にサイドライン上からサイドライン外側に300mmのマークを描いて印す。

##### (4) ゴール

ゴールのマークは、バックラインの外側に向かって長さ150mmのマークを描いて印す。

これはバックラインの中心から、各マークの近いほうの側の縁までの長さが1.83mとする。

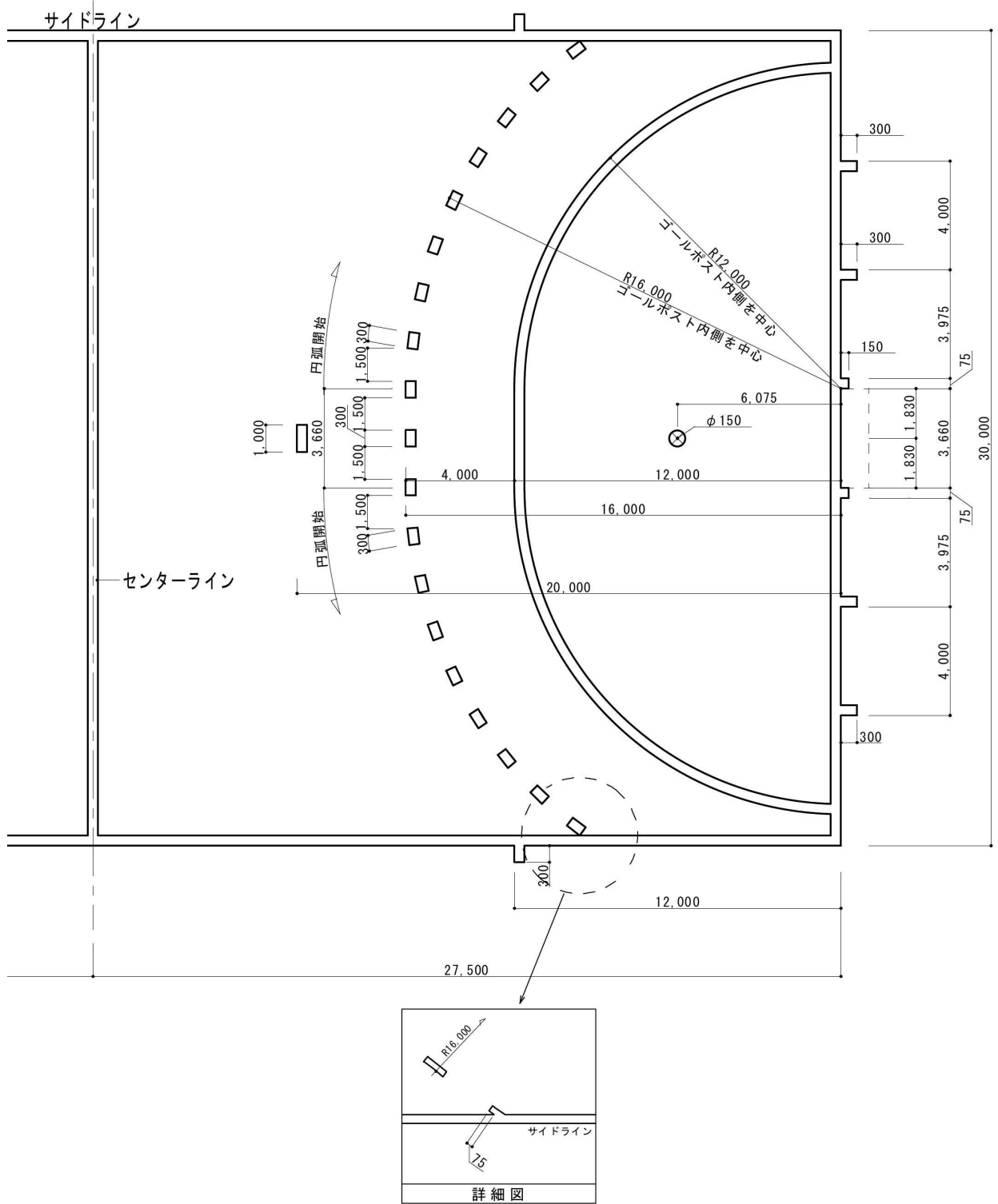
##### (5) SO戦用マーク（SO戦ラインという）

ゴールラインの外側の中央からSO戦ラインの外側までの長さ20.00mの地点にゴールラインと平行に左右均等になるように1.00mのラインを引く。

#### 5) ラインとマークを引く際には、次の点に留意する。各ラインとマーク（ペナルティーストローク用マークを除く）の幅は75mmとする。

#### 4. 6人制プレイフィールド図

- ※1 単位：mm
- ※2 ライン幅：75mm
- ※3 サイドライン長さ：50m～55m（基本は55mとする）



サイドライン部目印破線は、75ミリ以上出るようにする。  
結果、最終破線の間隔は、約70cmとなる。

### 3 用具等について

## I. 競技場施設内用具・備品

競技場施設内の用具・備品等について必要最小の事項を列挙したものである。

### 1. 競技フィールド内用具・備品（単位：1面）

#### 1) ゴール 1対

競技規則 1.5 ゴールは：

- 地面と平行になっているクロスバーと合わせた地面と垂直の2つのゴールポストが、バックラインに示されたマークの上に設置される。
- ゴールポストとクロスバーは、白色で、接合部分を含めて矩形とし、幅50mm、奥行き50mmから75mmとする。
- ゴールポストは、クロスバーの高さを超えて上方に突き出ているはならないし、クロスバーは、ゴールポストよりも側方に突き出ているはならない。
- ゴールポスト内側縁同士の間隔は3.66mで、クロスバーの低い側の縁からグラウンドまでの間隔は、2.14mとする。
- ゴールの奥行きは、クロスバー側（上方）は最低0.90m、グラウンド側（下方）は、最低1.20mの長さをとらなければならない。また、このポストとバーは、上記の奥行きに沿ってサイドボード、バックボード及びネットで囲まれていることとする。

競技規則 1.6 サイドボードとバックボード

- サイドボードは、高さ460mm、長さは最低1.20mとする。
- バックボードは、高さ460mm、長さ3.66mとする。
- サイドボードは、グラウンド上でバックラインの端に直角に置かれ、ゴールポストの幅よりはみ出ないように固定される。
- バックボードは、グラウンド上の両サイドボードの端に直角に置かれ、バックラインと平行になるようにして、両サイドボードからはみ出さないようにしておく。
- サイドボードとバックボードの内側は、濃い色のものとする。

#### 2) ゴール用ネット 1対

競技規則 1.7 ネットは：

- 網の目の大きさは、最大45mmとする。
- バックボード及びゴールポストへの取り付けの間隔は150mm以内とする。
- ネットは、バックボードとサイドボードの後ろ側につり下げように取り付ける。
- ネットは、ゴールポスト、クロスバー、サイドボード及びバックボードからボールが抜け落ちることがないように、しっかりと固定されていること。
- ネットは、ボールが跳ね返ってこないように余裕があり、しかもゴールに合ったものであること。

#### 3) フラッグ・ポスト 4本

競技規則 1.8 フラッグ・ポストは：

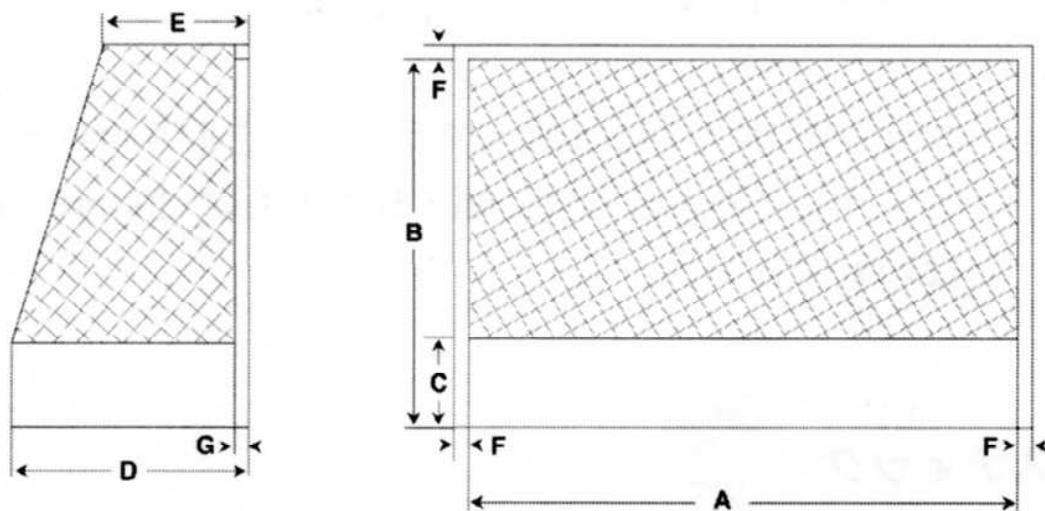
- フラッグ・ポストの高さは、1.20mから1.50mとする。
- フラッグ・ポストは、フィールドの各コーナーに置かれる。
- フラッグ・ポストは、危険なものであってはならない。
- 折れたり破損したりしないものであれば、できる限り取り付け部分がバネ式のもの望ましい。
- フラッグ・ポストには旗（フラッグ）を取り付ける。そのフラッグの大きさは、幅・長さともに300mmを超えないものとする。

4) フラッグ・ポスト用土台 4基 7) スティック立て 2基

5) 防球フェンス 1対 8) 得点表示板 1基

6) 防球ネット 1対

図1 ゴール仕様



### ゴール図の寸法

Code	Metres	Code	Metres
A	3.66	E	minimum 0.90
B	2.14	F	0.050
C	0.46	G	0.050 to 0.075
D	minimum 1.20		

## 2. ジャッジ席備品

### 1) プラットフォーム用台座 1対

6 m × 3 m以上、高さ25cm以上が望ましい。

### 2) プラットフォーム台座の位置

a. サイドラインから3 m以上離す。

b. チームベンチの全面が、ジャッジ席から常に目視出来る角度とする。

c. チームベンチ迄の距離はジャッジ席側面から7 m以内とする。

### 3) テント 1張

### 4) テーブル 1脚

3 m × 1 m以上、出来れば引き出し付きで、テーブル正面と左右両側はテーブル面から床面迄を完全に塞ぐこと。

### 5) 防風水透明ビニール 2組

雨、風、水からの防御手段で開閉出来ること。

### 6) 椅子 10脚

試合担当ジャッジ及びリザーブアンパイヤ用3脚、警告退場者用4脚、他3脚。  
(アシスタントジャッジ1脚)

### 7) テーブル防水ビニールシート 1枚

### 3. ジャッジテーブル備品

このジャッジテーブル備品は、ホッケー競技運営規程（2014年版）を基にして作成したものである。

番号	品 目	数量	数量確認					備 考
			/	/	/	/	/	
1	ボール	2						打 打 (1日1打、予備1打)
2	交代選手用番号札	2						組 1～大会エントリー数
3	スティックチェック用リング	2						個
4	警告用カード	2						組
5	スティックゲージ棒	2						本
6	PC用グローブ測定版	1						枚 (27cm×16cm)
7	ストップウォッチ	6						個
8	ホーン	2						個
9	ホイッスル	2						個
10	キャプテン用腕章	2						枚
11	GK用シャツ	3						枚 (3色各1枚)
12	ボールサーバー用ビブス	3						組 3色 (6～8枚)
13	ボールペン	10						本 (赤5・黒5)
14	便箋	2						冊 (メモ用紙)
15	バインダー	6						枚 (A4版タテ型)
16	クリアホルダー	10						枚 (透明A4版)
17	マジック	2						本 (赤1・黒1)
18	セロテープ	1						個
19	定規	1						本 (30cm・18cm)
20	ペーパーウエイト	5						個
21	防水シート	2						枚 (スティック用)
22	ジャッジ席用プログラム	2						冊 (T0チェック用、修正済)
23	レターケース	1						個 (記録用紙等入れ)
24	収納ケース	1						個 (テーブル備品収納・透明5段ボックス)
25	巻尺	1						個 (100m)
26	ライン引き(ラインテープ)	1						式 (クレー・人工芝)
27	担架	1						個
28	処置用手袋	1						組 (10枚)
29	消毒用アルコール	1						本
30	消毒用ポリバケツ	1						個
31	雑巾 (タオル)	3						枚
32	ブラシ	1						個
33	(ノートパソコン)	(1)						台 全日本〇〇大会用
34	(プリンター)	(1)						台 全日本〇〇大会用
35								
備考								

## Ⅱ. 用具製造販売企業指定制度ならびに用具検定公認制度

平成23年 4月 1日  
公益社団法人 日本ホッケー協会

### 第1条 (目的)

本制度は、国際ホッケー界の趨勢を反映させ、安全で高水準のホッケー用具を普及、及び日本のホッケー競技力向上と競技の発展を図ることを目的とする。

### 第2条 (用具製造販売企業指定制度)

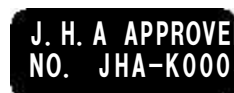
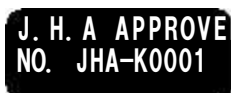
1. ホッケー用具製造・販売企業の指定を希望する者は、取扱ブランド名を登録のうえ、公認指定申請書(別紙2)を公益社団法人 日本ホッケー協会(以下「JHA」という)に提出する。JHAは、必要な審査を行ったうえ「用具製造・販売企業指定証」を交付するものとする。
2. 新規加入登録料は、規定の金額をJHAへ納入するものとする。(別紙1)
3. 平成23年3月11日現在、「用具製造・販売企業指定証」を受けている企業は次の3社である。

企業名	スティックシール・プリント公認番号
株式会社 ジャンボ	No. JHA-0001
株式会社 ビックバン	No. JHA-0002
トップスティックス	No. JHA-0005

### 第3条 (用具検定公認制度)

1. 用具検定公認制度対象用具は、FIH公認ホッケースティック及びFIH公認ホッケーボールとする。検定公認料は別紙2のとおりとする。
2. 検定シール・プリントの表示がないホッケースティック及び検定マークのないホッケーボールについては、JHA主催・共催の公式試合での使用は認められない。
3. 用具製造販売企業指定を受けた者は、公認番号が表示された検定マークを各製品に表示をし、検定マークを誰もが容易に判断できるように表示する。
4. 表示箇所および表示方法については、次のとおりとし、検定マークの変色・変形をしてはならない。

#### (1) スティックシール・プリントの図



#### (2) スティックシール・プリント貼付け済みスティック



(写真1)



(写真2)

(3) ホッケーボール検定マーク写真



第4条（検定公認料）

- 1) 検定公認を受けた者は、検定公認料（別紙1）を毎年6月末までに、JHAへ納入するものとする。
- 2) 用具検定済み用具による事故補償責任は、用具製造販売指定企業が負うものとする。

第5条（検定公認の取消し）

次の各号に該当する場合は、検定を取り消しその旨をJHAホームページ等で公示する

- (1) 競技規則および検定基準を逸脱する競技用具が、検定用具として製造販売された場合。
- (2) 検定マークが適正に表示されていない場合。
- (3) 検定公認料が納入されない場合。
- (4) その他、JHAに不利益をもたらすような事態が生じた場合。JHAは検定公認を取り消した場合、その旨公示するものとする。

第6条 本制度に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、JHAと用具製造販売企業間で協議し決定する。

付 則

この制度は平成23年4月1日より施行する。但し、ホッケーボール検定マークの実施については、平成25年4月1日より施行する。

平成17年12月17日	总会承認
平成19年6月16日	总会改正
平成19年11月24日	总会改正
平成23年6月4日	总会改正

別紙2

公益社団法人 日本ホッケー協会用具製造販売企業指定制度ならびに用具検定公認制度に基づく新規加入登録料・検定公認料

項 目	金 額
用具製造販売指定企業新規加入登録料	300,000円
用具検定公認料	300,000円



別紙2

ホッケー用具製造販売企業公認指定申請書

平成 年 月 日

(公社) 日本ホッケー協会 様

社名

代表者

印

ホッケー用具（製造・販売）企業として公認指定を申請します。

(公社) 日本ホッケー協会用具製造販売企業指定制度ならびに用具検定公認制度に則り、誠実にホッケー用具の検定を行い、安全なホッケー用具提供と日本のホッケー競技力向上及び普及に寄与するよう誓約します。

会社名	
代表社名	
会社住所	
メールアドレス	
資本金	

○取扱ブランドの登録

取扱ブランド名	国籍	取扱商品

○添付書類

- ・会社登記簿謄本 1通
- ・取扱ブランドの製造業者証明書（製造の場合）、輸入販売代理店業者証明書（輸入の場合）等の写 1通
- ・取扱商品カタログ

## 4 ドーピングについて

# I. アンチ・ドーピング

ドーピングはフェアプレーに反する行為、すなわちスポーツへの情熱を持ち、スポーツを愛するすべての人への裏切りです。

## ドーピング防止に関心を ～すべてのアスリート、監督、コーチへ～

### アンチ・ドーピングとは？

クリーンなアスリートとして、ドーピングによる不正を排除し、アスリートの権利を守り、スポーツ価値そのものを守る活動です。そのため、アスリートだけではなく全ての人々が関わり、促進して行くべき活動でもあります。

### PLAY TRUEの精神を持つことが 真のチャンピオン

(PLAY TRUEとは、フェアプレー、勇気、チームワーク、他者を尊敬する姿勢など、スポーツの価値を象徴する言葉)

#### 1. 世界規程及び日本アンチ・ドーピング規程の基本原則

これらの規程の基本原則は、真の「競技」の在り方を示したものである。スポーツ精神は人間の心身両面を賛美するものである。その特徴としては以下の価値観が挙げられる。

- |                  |                      |
|------------------|----------------------|
| 1) 倫理観、フェアプレーと誠意 | 7) 献身と真摯な取り組み        |
| 2) 健康            | 8) 規則・法令の尊重する姿勢      |
| 3) 優れた競技力        | 9) 自分自身と他の参加者を尊重する姿勢 |
| 4) 人格と教育         | 10) 勇気               |
| 5) 楽しみと喜び        | 11) 共同体意識と連帯意識       |
| 6) チームワーク        |                      |

#### 2. 公益社団法人 日本ホッケー協会の取り組み

公益社団法人 日本ホッケー協会（以下、「ホッケー協会」という）は「スポーツにおけるドーピング防止活動に関するガイドライン」に沿って、世界ドーピング防止機構（以下、「WADA」という）の規程に基づいて、日本ホッケー協会ドーピング防止規程を策定して、以下の役割及び責任等を担っている。

- 1) ドーピング防止方針及び規則がWADA規程及び公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構（以下、「JADA」という）の「日本ドーピング防止規程」に準拠する。
- 2) JADAと協力すること。
- 3) 国際ホッケー連盟と協力すること。
- 4) 最新の居場所情報をJADAに対して定期的に提出するよう義務付ける。
- 5) ドーピング防止教育を奨励する。

#### 3. ホッケー競技の検査対象競技大会

JADAは、日本ホッケー協会の主催・共催する次の8競技会をドーピング検査対象としており、ドーピング検査が必ず実施されている。なお、国体は独自に行われるため除外されているが、競技会が指定すれば、国体でも検査対象になることもある。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| 1) 全日本選手権大会   | 3) 全日本社会人大会 |
| 2) 全日本学生選手権大会 | 4) 日本リーグ    |

※高校生以下についても啓発は実施すること。

#### 4. 禁止薬物を用いての治療

病気治療のためにやむを得ずに禁止薬物を使用しなければならない時には、全ての禁止薬物について「治療目的使用の除外処置申請」（以下、「TUE申請」という）が可能であるが、この場合には、「他に治療法がないという証明資料」おもって、審査の上、許可不許可が決定されることになる。

病院の処方を受ける際には自分がスポーツ選手であり、ドーピング検査対象となる可能性のあることを必ず担当医に申し出る。

市販薬、病院の処方薬は成分を確認し、問題ないことを確認してから使用すること。風邪薬や漢方薬、花粉症の薬、サプリメントにも禁止物質が入っていることがあるため注意が必要！

その場合はスポーツファーマシスト（ドーピング防止に関する専門知識を持つJADA公認の薬剤師）に相談するようにしましょう。

詳しくはJADAのホームページを検索しましょう。



公認スポーツファーマシスト検索ページ

[http://www.playtruejapan.org/sports\\_pharmacist/](http://www.playtruejapan.org/sports_pharmacist/)



Global DRO JAPANを活用しよう！

成分名・製品名で検索可能

<http://www.globaldrojpn.com/>